

Client Alert

28 April 2022

本アラートに
関するお問い合わせ先



井上 朗
パートナー
03 6271 9463
akira.inoue@bakermckenzie.com



増本 充香
カウンセラー
03 6271 9534
mika.masumoto@bakermckenzie.com



金子 周悟
アソシエイト
03 6271 9516
shugo.kaneko@bakermckenzie.com

国際仲裁における秘密情報の扱いについての 注意点

国際仲裁では企業機密を含めた秘密情報は完全に保護されるのであろうか。

企業にとって、営業秘密等の秘密情報が如何に保護されるかは、国際仲裁を利用するにあたっての重要な関心事であるため、本稿では、国際仲裁における守秘義務に関し留意すべき点を検討する。

1. 概論

過去数十年の間に、多くの国際紛争が仲裁によって解決されるようになったといえる。他国の国内裁判所による不慣れな手続や影響を避け、自ら選任した仲裁人によって紛争解決を行うことが可能である国際仲裁は、企業にとって魅力的な手続といえる。さらに、国際仲裁を利用するもう一つの理由として挙げられるのは、国際仲裁の非公開性と秘密性である。米国訴訟手続までの広範な公開性までは求められないとしても、各国の訴訟手続は、通常公開されており、また、当事者は、訴訟手続に関する情報を第三者に伝えることを制限されていない。

国際仲裁が任意の合意に基づく当事者間の紛争解決手続である点からすると、国際仲裁における守秘義務は、当然のこととも考え得る。しかしながら実際には、各国の仲裁法規や仲裁機関の仲裁規則において、必ずしも守秘義務が明確に規定されているわけではない。また、守秘義務に関する規定が存在したとしても、その対象や範囲は様々である。

2. 各国の仲裁法規における守秘義務の扱い

各国の仲裁法規における守秘義務への対応は様々であり、一貫していない。

一般的には、国内の仲裁法規において守秘義務を規定する国はほとんどなく、日本の仲裁法においても、守秘義務に関する規定は設けられていない。しかしながら、守秘義務を規定する国もあり、例えば香港は、仲裁法規において定めている。また英国では、守秘義務は明記されていないが、仲裁は秘密の手続として構成されているとの法的な推定が存在している。

3. 仲裁規則による守秘義務の扱い

仲裁機関の仲裁規則では、一般的に、仲裁人や運営に関わる職員に対し、仲裁手続や結果に関する情報について守秘義務を課している。他方で、仲裁規則では、当事者に対し守秘義務を課していないことが多い。

例えば、国際商業会議所（ICC）の仲裁規則では、第22条3項において仲裁廷は当事者からの申し出があれば守秘義務に関する命令を発出することができる旨定めているものの、仲裁人及び職員に対する守秘義務が定められているだけであり、当事者の守秘義務は明記されていない。



他方で、当事者に対し守秘義務を課す仲裁規則も存在し、日本商事仲裁協会（JCAA）の仲裁規則においては、第 42 条 2 項において「仲裁人、当事者、その代理人及び補佐人、JCAA の役職員その他の仲裁手続に関係する者は、仲裁事件に関する事実又は仲裁手続を通じて知り得た事実を他に漏らしてはならず、これらに関する見解を述べてはならない。」と定めている。また、シンガポール国際仲裁センター（SIAC）の仲裁規則も、第 39 項において、仲裁人や職員のみならず、当事者に対しても、別段の合意がない限り、守秘義務を課している。

なお、仲裁規則では、通常、法令又は訴訟手続において開示が求められる場合、その他正当な理由に基づき開示が求められる場合には、守秘義務の例外として開示が許容される旨規定している。

4. 検討

上記のとおり、各国の仲裁法規や仲裁機関の仲裁規則においては、守秘義務の扱いは様々である。特に、当事者に対しても守秘義務が課されるか否かについては、適用される仲裁規則によって取り扱いが異なる。つまり、国際仲裁において、秘密情報は、当然に守られるわけではないことに注意が必要である。契約書の仲裁条項の作成にあたっては、上記の違いを踏まえた慎重な検討が必要である。